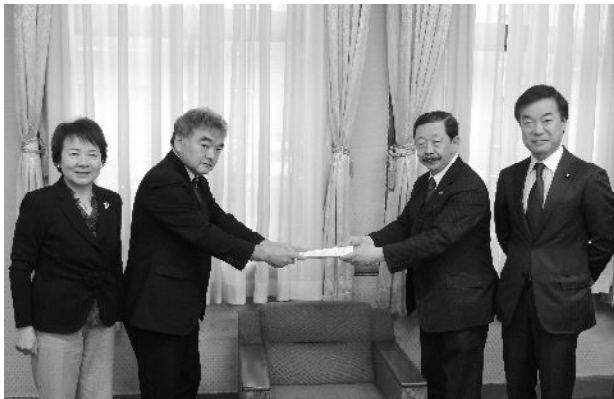


## (禁煙のロゴマーク) 受動喫煙のない日本をめざす委員会 財務省，厚生労働省，文部科学省に「受動喫煙防止法制定の請願」 を提出！

平成27年1月22日(木)に、参議院議員松沢しげふみ氏、日本禁煙学会理事長作田学氏と結核予防会事業部顧問・全国結核予防婦人団体連絡協議会事務局長山下武子、結核予防会普及広報課員の4名で財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣宛に、請願をお届けしました。

まず、財務省理財局次長の岡本幸氏に、委員会の成り立ち、世界の受動喫煙対策と日本の現状、今回の受動喫煙防止法案の説明を行い、たばこ事業所管の省庁としてご協力いただきたいとお願いいたしました。岡本次長は、すでに厚生労働省を中心とした受動喫煙防止に関する検討会が関係省庁と始まっており、またたばこのパッケージへの警告文の記載など今後も協力していきたいとお話をいただきました。また、東京都への働きかけについてもご助言いただきました。



左から岡本次長(2人目)、作田理事長、松沢議員

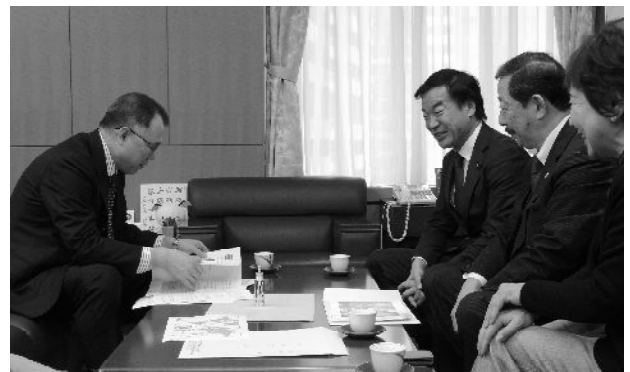
続いて、厚生労働省労働基準局安全衛生部長の土屋喜久氏にも、日頃から受動喫煙防止に関する事業に対する感謝とともに、オリンピック・パラリンピックを契機に一步前進するうえで、法整備に力をお貸しいただきたいとお願いをいたしました。土屋部長は、労働安全衛生法の改正が国会で審議され、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、受動喫煙防止について努力義務が明記されたことは大きな一歩だと思っていると話され、来年度の実施に向けて準備を進めているとお話してくださいました。また、同席いただいた健康局がん対策・健康増進課長の正林督章氏からも東京都の動きも気になりますがと

いうお話をいただいたので、松沢氏より県境問題があり、となりの町とルールが違くと不平等感が出てくるので、人の移動の行き来の激しいわが国にふさわしい法整備を進めていきたいので、ぜひ協力してほしいと答えられました。



土屋部長(右から2人目)に請願書を手渡す

最後に文部科学省に行き、文部科学事務次官の山中伸一氏に請願書を手渡しました。子どもたちからたばこの害を守るために、またオリンピック・パラリンピックを成功させるためにと協力をお願いしたところ、山中事務次官から、「一昔前に比べるとだいぶよくなってきていると思いますが、私もたばこを止めて人のけむりが気になる」と話されました。国民の8割は吸っていない現状を踏まえて、またきれいな空気の下でオリンピック・パラリンピックが開催できるようにご尽力いただきたいとお願いしました。



WHOとIOCの資料を手にとる山中事務次官(左端)

(文責：普及広報課)